平成 25 年７月 18 日

各　位

会 社 名　日創プロニティ株式会社
代 表 者　代表取締役社長　石 田 利 幸
本　社
所 在 地　福岡県福岡市南区向野一丁目 15 番 29 号
コード番号　（３４４０　Q－Board）
問合せ先　取締役経営企画室長　西 川 新 二
TEL092－552－3749

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年７月 18 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の背景と目的】

当社は、「加工のデパートを目指し、加工アイテムの増加に経営資源を集中する」・「加工ベンチャーの精神で、加工の二文字が持つ無限大の可能性を追求し続ける」の経営理念のもと、昭和 58 年の創業以来、時代とともに変化するお客様の多様なニーズを読み取り、いち早く対応するために加工領域の拡大や設備拡充につとめてまいりました。当社は、これまで 30 年間蓄積してきた豊富なノウハウと確かな技術力に裏付けられた幅広い加工領域を基に、企画提案・設計・加工・アッセンブリー・物流まで一貫して行うことのできる「オールインワン加工」システムを構築し、自動車・家電等の各種工業生産ライン用の設備機器を始めとして、建設関連業界、半導体関連業界、造船業界、エネルギー関連業界、インテリア業界から畜産・園芸業界に至るまでの広範囲なお客様に、生産材としての素材からユニット部品、あるいは消費材まで多岐にわたる用途の製品を供給しております。

平成 24 年７月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを受け、様々な業界から発電ビジネスへの新規参入が行われるとともに、全国でメガソーラー（大規模太陽光発電所）建設計画が発表されております。当社はこうした環境の中で、長年培った設計・生産技術を背景に、メガソーラー向け太陽電池アレイ支持架台（以下「架台」といいます。）の受注、生産に重点的に取り組んでおり、本社・東京営業所・大阪営業所における営業活動を活性化し、全国に販路を拡大しております。

さらに当社では、金属加工技術を活かし、各種大型施設において防火区画等に使用される耐火パネルを開発し、平成 24 年５月に国土交通省の耐火認定を取得しております。当社は、耐火パネルを架台に次ぐ新たな戦略製品として位置付け、製品化及び安定供給を早期に行うべく、ラインの新設等を含む加工体制の構築を進めております。

今回の新株式発行による資金調達は、当社山田工場内に新設する耐火パネル生産ラインに係る設備投資資金及び東日本の生産拠点として福島県に新設する当社新工場建設に係る設備投資資金（用地取得資金を含みます。）の調達を目的としており、持続的成長のための事業基盤の強化と、自己資本の拡充を通じた財務基盤の強化を同時に目指すものであります。

本資金調達によって、戦略製品である耐火パネルの量産体制を早期に整えるとともに、今後も高い架台需要が見込まれる東日本地域に生産拠点を新設することで受注に迅速に対応する生産・加工体制の実現が可能となります。これにより、当社の事業拡大戦略を加速させることで、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上を目指してまいります。

また、同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

１．公募による新株式発行（一般募集）

（１） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　160,000株

（２） 払込金額の決定方法　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年７月29日(月)から平成25年８月１日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

（３） 増加する資本金及び資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（４） 募集方法　一般募集とし、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

（５） 引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

（６） 申込期間　発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。

（７） 払込期日　平成25年８月５日(月)から平成25年８月８日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。

（８） 申込株数単位　100株

（９） 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長石田利幸に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

（１） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　36,600株

（２） 売出人及び売出株式数

石田利幸	20,600株
大里和生	8,000株
後藤正治	4,000株
松本鏡一	4,000株

（３） 売出価格　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（4） 売　出　方　法　　売出しとし、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。

（5） 申　込　期　間　　一般募集における申込期間と同一とする。

（6） 受　渡　期　日　　一般募集における払込期日の翌営業日とする。

（7） 申込株数単位　　100株

（8） 売出価格、その他本引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長石田利幸に一任する。

（9） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本引受人の買取引受けによる売出しも中止する。

3．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1．を参照のこと。）

（1） 売出株式の種類及び数　　当社普通株式　29,400株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

（2） 売　出　人　　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

（3） 売　出　価　格　　未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）

（4） 売　出　方　法　　一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から29,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

（5） 申　込　期　間　　引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。

（6） 受　渡　期　日　　引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。

（7） 申込株数単位　　100株

（8） 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長石田利幸に一任する。

（9） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「３.当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 29,400 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、29,400 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 25 年８月 26 日(月)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 25 年８月 23 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、証券会員制法人福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び証券会員制法人福岡証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

２．今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,680,000 株	（平成 25 年７月 18 日現在）
公募増資による増加株式数	160,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	1,840,000 株	

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

今回の一般募集に係る手取概算額 2,029,803,000 円については、244,067,000 円を平成 25 年９月末までに耐火パネル生産のために山田工場内に新設する加工設備に係る設備投資資金に、1,605,000,000 円を平成 26 年２月末までに東日本地域における生産拠点として福島県石川郡石川町に新設する福島工場（仮称）に係る設備投資資金（用地取得資金を含みます。）に、残額を平成 26 年２月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当社の設備計画は、平成25年7月18日現在、以下のとおりとなっております。

事業所名	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
本社（福岡市南区）	基幹システム	55,000	39,077	自己資金及び借入金	平成24. 9	平成25. 8	業務の効率化
山田工場（福岡県嘉麻市）	加工設備	300,000	55,933	増資資金、自己資金及び借入金	平成25. 4	平成25. 9	（注）2
福島工場（仮称）（福島県石川郡石川町）	土地、建物及び加工設備	1,605,000	－	増資資金、自己資金及び借入金	平成25. 9	平成26. 2	（注）2

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2．本設備投資については、個別受注生産に対応することを目的としており、完成後の増加能力の試算が困難であるため、記載を省略しております。

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（3）業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響はございません。調達資金を、上記3．（1）に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

4．株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として位置づけるとともに、経営基盤及び財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各期における経営成績及び財政状態並びに今後の事業展開を総合的に勘案のうえ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

（2）配当決定にあたっての考え方

当社は、年1回、期末配当により剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

（3）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、業容拡大のための設備投資などの資金需要に備えるとともに、企業体質の強化を図るために有効に活用する所存であります。

（4）過去3決算期間の配当状況等

	平成22年8月期	平成23年8月期	平成24年8月期
1株当たり当期純利益	1,971.57円	6,668.29円	1,890.43円
1株当たり年間配当金（内1株当たり中間配当金）	1,500円（－円）	2,000円（－円）	1,500円（－円）
実績配当性向	76.1%	30.0%	79.3%
自己資本当期純利益率	2.0%	6.5%	1.8%
純資産配当率	1.5%	1.9%	1.4%

（注） 1．実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．自己資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益を自己資本（期首純資産合計と期末純資産合計の平均）で除した数値であります。
３．純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る１株当たりの年間配当金を１株当たり純資産（期首１株当たり純資産と期末１株当たり純資産の平均）で除した数値であります。
４．平成24年８月期の１株当たり年間配当金には、特別配当500円を含んでおります。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、今回の公募増資後の発行済株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は1.09%となる見込みです。

ストックオプションの状況(平成25年７月18日現在)

臨時株主総会決議日	新株予約権の目的となる株式の数（残数）	行使時の払込金額	行使期間
平成18年８月３日	20,000株	775円	平成20年８月４日から 平成28年８月３日まで

（３）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年８月期	平成23年８月期	平成24年８月期	平成25年８月期
始値	47,000円	27,500円	72,000円	81,300円 □8,150円
高値	47,000円	149,300円	129,800円	1,600,000円 □30,400円
安値	26,000円	26,510円	41,800円	78,900円 □7,110円
終値	27,500円	73,000円	81,500円	1,600,000円 □13,050円
株価収益率	13.9倍	10.9倍	43.1倍	―

（注）１．平成25年８月期の株価については、平成25年７月17日現在で表示しております。
２．平成25年８月期の株価の□印は、平成25年３月１日付の普通株式１株につき200株の株式分割による権利落後の株価であります。
３．株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期間の１株当たり当期純利益で除した数値であります。

③ 過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である石田利幸、大里和生、後藤正治及び松本鏡一並びに当社株主である石田徹は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集又は株式分割による当社普通株式の発行、ストックオプション行使による当社普通株式の発行又は譲渡等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。